

独立行政法人森林総合研究所
平成２２年度第１回契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成２３年４月６日（金）森林総合研究所会議室
出席者	委員長 星野 学（弁護士） 委 員 鶴巻 博行（公認会計士） 委 員 滑志田 隆（森林総合研究所監事）
審議対象となる契約	平成２１年度の契約５７４件のうち、①競争性のない随意契約、②一般競争入札、指名競争入札、企画競争、公募の応札者数又は応募者数が一者又は０者となっている契約、③物品調達等に係る一般競争契約であって、落札率が９０％以上かつ入札における応札者が二者以上であった契約。
（議事） ① 資料の説明 ② 審議 ③ 審議結果取り纏め	
① 資料の説明	１）事務局から平成２２年度の開催日については、昨年の開催日を念頭に検討を進めていたが、２月に急遽会計実地検査が入ったことから、３月中に開催することで調整していたところ、東日本大震災が発生し、建物の損傷のほか停電や断水の発生並びにＪＲの不通など混乱の中で３月中の開催が難しくなり、やむなく本日の開催になった旨の説明があった。 ２）前回（平成２２年２月）の委員会で取り纏めた意見に対する対処及び改善策について、委員会の審議結果を基に主務大臣の点検・見直しを受け、平成２２年５月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、随意契約は真にやむを得ないものを除き一般競争入札等に移行していくことや一者応札・応募では、仕様書、参加条件の変更、公告期間の見直し等に取り組んでいるが、今回の委員会の審議対象の平成２１年度契約は終了していることから、計画に基づく見直しの実施は平成２２年度以降の契約からになるとの説明が行われた。 ３）総務部及び管理部の担当者から「随意契約等見直し計画」、平成２１年度における契約状況のフォローアップ、平成２１年度契約一覧、契約事務取扱規程の改正（国と異なる規定の廃止）等提出資料について説明を行った。
② 審議	平成２１年度に締結した契約のうち、委員から抽出された随意契約、一者応札・応募及び落札率の高い契約１０件について、担当者から説明後、質疑応答が行われた。

【研究・育種部門】

- 一者応札になる蓋然性が高いものについては、そうならないような努力を示しておく必要があるが、公告期間１３日は短く見直しを指摘されるのではないか。

国は土曜日、日曜日、祝日を除き１０日間以上としている中で、当所も同様に公告期間を広げるよう努力している。

- 年度末のため、公告期間を短くせざるを得なかった事情はわかるが、特に一者応札になる可能性が高い場合や業者に特別な技能が求められる場合には、公告期間を十分工夫した方がよい。

そのように進めている。

- 一者応札になりがちな特殊な案件は、予定価格の設定の透明性が大事であるが、初年度の保守契約の場合、どのようなプロセスで値引率を決定しているのか。

初年度は、他独法等に照会し、同様の契約等がある場合は証明を頂いて参考にする。実績がない場合には、メーカーからの価格証明で予定価格を立てざるを得ない。

- 高額又は技術水準の高い設計は、辞退した業者から書面を取っておく必要があるが、なぜ直前に辞退したのか、理由についてアンケートを取っているのか。

辞退届を提出させている。平成２２年５月以降は一者応札・応募となった入札については、その要因を分析するため応札・応募しなかった業者等にアンケート調査等を行っている。

- 公開管理運営業務は関連公益法人の一者応札となっているが、高い専門的な知識及び技術が条件であれば他の業者は辞退するということがあるのではないか。

過去に専門的な知識及び技術を要する業務として随意契約としていたものを一般競争入札に変更したものであるが、平成２２年度からは単純なマニュアルに沿って説明する等他の業者も参入できるよう仕様書を見直したいと考えている。

- 競争性の確保に向けて参加要件の緩和、見直しはどのように進めているのか。

所在地要件の緩和は既に行い、確実に応札者数は増加しているが、参加要件を徒に緩和すれば経験のない業者も入ってくることになり、応札はするものの特殊な空調関係の工事などに実は対応できなかったりするという点が不安である。

【森林農地整備センター】

- 公共工事、建設コンサルの概ね１割（１４件）が一者応札となっているが、複数者応札に対し落札率が高くなる傾向にある。どのように考えているか。

平成２１年３月に建設工事、測量コンサルの入札辞退者を対象に入札辞退理由のアンケート調査を行い、３９３業者から回答を得た。入札辞退の主な理由は、配置予定技術者の都合

がつかない（４４％）工事内容から利潤が見込めない（１７％）、工事实績の参加資格要件が足りない（１２％）その他総合評価の技術提案資料作成が困難というものなどであった。落札率では、複数者応札の平均落札が８３．２％に対し、一者応札の平均落札率は９５．６％となっており、応札者数が増加するよう引き続き対応を行い競争性を高めたいと考えている。

- 一者応札を回避するための具体的な対策は取っているのか。

参加要件では予定価格が６千万円未満の工事で全ての等級に属する有資格者を対象とし、また地域要件を当該県、隣接県から整備局管内単位に拡大し、さらに、技術的工夫の少ない工事では同種工事の実績要件の緩和を図るなど、参入要件の拡大に取り組んでいる。

- 一者応札が減少傾向にあるということと公告期間を見直したというのは因果関係があるのか。

公告期間だけを特定しての分析は行っていないが、工事实績要件緩和は効果があったのではと思料している。

- 随意契約があるが、これは見直しようの無いものであって、今後も随意契約となるものか。

平成２１年度の健康診断については、継続的な利用による職員の健康管理の観点から事務所に近隣する医療機関と随意契約としたが、平成２２年度からは一般競争へ移行した。事務所廃止に伴う現状回復については、基本の賃貸借契約に従わざる得ず随意契約とならざるを得ない。

- 競争性の確保に向けて、所在地要件を更に緩和する余地はないか。

所在地要件は工事規模にもよるが、品質の確保等の観点も踏まえ所在地要件の緩和に取り組んで行きたい。

③ 審議結果の取り纏め

- 競争入札の目的を失わせないため、一者応札を回避するための対策を講じる必要がある。そのためには、結果的に１者応札・応募となった入札については、応札・応募しなかった或いは応札・応募に至らなかった業者にアンケート調査を行うなどして、１者応札・応募となった要因を分析し、その回避に向けた具体的対策を検討されたい。

- 入札公告の公表については、いろいろと努力されている様子が見られる。しかしながら、さらにより多くの業者に入札公告に接する機会と条件等を検討できる時間的余裕が与えられるよう具体的な対策を検討されたい。